

平成26年4月2日

株式会社 山陰合同銀行

住宅ローン取扱基準の一部変更について

山陰合同銀行（頭取 久保田 一郎）では、平成26年4月1日（火）より、住宅ローンの取扱基準について、より一層、便利にご利用いただける内容に変更いたしましたのでお知らせします。

この取扱基準の変更によって、ご利用いただける方の年収基準を引下げ、より多くの方にご利用いただけるようになりました。また、住宅ローンのお使いみちに太陽光発電設備費用を追加し、お借入限度額も住宅・土地購入価格、増改築費用(除く消費税)の125%以内まで引上げ、さらにご利用しやすくなっております。

住宅の取得や借換をお考えのお客さまは、どうぞこの機会に最寄りの営業店窓口または個人ローンセンターにご相談ください。

記

1. 住宅ローン取扱基準の変更内容概要

	変更前		変更後	
ご利用いただける方の 年収基準	住宅ローン スペシャル	安定継続した年収が 400万円以上 ある方 (同居家族1名の所得合算可)	住宅ローン スペシャル	安定継続した年収が 250万円以上 ある方 (同居家族1名の所得合算可)
	スーパー住宅ローン スペシャル			
	預金連動型 住宅ローン			
	住宅ローン	住宅ローン		
	スーパー住宅ローン	スーパー住宅ローン		
お使いみち	・住宅の新築資金 ・土地と住宅の購入資金 ・住宅の取得に関する諸費用 ・住宅の増改築資金 ・造園、門扉、車庫、物置等の費用 ・リフォームに伴う諸費用、家具、家電等の購入資金 ・他金融機関住宅ローンの借換資金		・住宅の新築資金 ・土地と住宅の購入資金 ・住宅の取得に関する諸費用 ・住宅の増改築資金 ・造園、門扉、車庫、物置等の費用 ・リフォームに伴う諸費用、家具、家電等の購入資金 ・他金融機関住宅ローンの借換資金 ・ 住宅に付帯する太陽光発電設備費用 (発電容量50kw未満に限ります)	
	お借入金額	5,000万円以内 ※住宅・土地購入価格、増改築費用(除く消費税)の 110%以内 までお借入できます。	お借入金額	5,000万円以内 ※住宅・土地購入価格、増改築費用(除く消費税)の 125%以内 までお借入できます。

2. サービス開始時期

平成26年4月1日（火）

※新しい取扱基準は平成26年4月1日以降の申込受付分から適用いたします。

以 上